

別紙3

落札者の決定方法について

最低額の同額入札があった場合、以下の方法で抽選により落札者を決定します。

【抽選による落札者の決定方法】

- ①入札参加者は、入札書に入札金額とは別に、任意の3桁の数字をあらかじめ記載しておきます。入札書に数字が記入されていないものは0とみなします。
- ②最低額の同額入札があった場合、同額入札者に五十音順で抽選用番号（0． 1． 2． 3・・・）を付けます。
- ③入札立会人2者が各々くじ棒を引き、2桁の乱数を決めます。
- ④同額入札者が入札書に記載した数字の合計に、③で決定した乱数を加え、同額入札者数で除します。
- ⑤商の余りを用い、その数字と②の番号が一致した者を落札とします。

【例】 3社で抽選となった場合

抽選用番号	業者名	抽選用数字
0	おおさか社	1 2 3
1	けいやく社	2 3 4
2	たかつき社	3 4 5
入札立会人（10の位を引きます）		9 0
入札立会人（1の位を引きます）		8
抽選用の数字の合計		8 0 0

$$(123 + 234 + 345 + 98) \div 3 \\ = 266 \text{ 余り } 2$$

したがって、2の番号の
たかつき社が落札者となります

※3で割ると、
余りは0又は1、2のいずれかになります

入札の傍聴について

自らが参加する入札は傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、契約担当職員に申し出てください。

高槻市総務部契約検査課

072-674-7501